

# 食品リコールの現状に関する整理

2013 年 8 月 22 日

消費者委員会 消費者安全専門調査会

## 目次

	頁
1. はじめに	3
2. リコールの考え方	3
3. 食品リコールの考え方	4
(1) 食品関連法令に基づくリコール	4
(2) 食品関連法令の基づかないリコール	4
4. 食品リコールの現状（実態）	5
(1) 食品の不具合や異常に関する情報収集の体制	5
(2) 食品の自主リコールの判断基準の現状	5
(3) 食品リコールの周知方法と回収方法	6
(4) 食品リコールの終了・再発防止	6
5. 考察	7
6. おわりに	8

【参考資料1】食品リコールに関するヒアリング内容の整理及び委員の意見

【参考資料2】食品関連の主な法令とリコールに関する記載内容

【参考資料3】自治体による食品の自主回収報告制度の整理

【参考資料4】消費者安全専門調査会 審議経過

## 1. はじめに

消費者委員会消費者安全専門調査会は、平成25年1月に「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」についての報告書をまとめた。

報告書は、消費生活用製品の回収措置に関する情報や注意喚起の情報を的確かつわかりやすく消費者に伝える仕組みの構築、事故の未然防止のあり方についてまとめたもので、リコール過程の全般を検討対象とはしていない。また、消費生活用製品に力点を置いており、食品、市販医薬品、自動車、製品以外の設備・施設・役務など全体をカバーするものとはなっていない。

前回の取りまとめに関する審議の後半では、リコール全般にかかる法的整備についての意見も出されており、前提作業として全体の状況を整理しておく必要があった。

そこで、短期間ではあるが、食品分野について関係者ヒアリングを実施し、現状を整理しておくこととした。

## 2. リコールの考え方

リコールについては、法律で定められた明確な定義はないが、広義には、危害を最小限にするために必要な是正措置のすべてを指すものと考えられる。

もっとも狭義には、消費者の手元にあるものでの事故の発生を防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことである。

### <参考>

#### ■消費生活用製品のリコールハンドブック2010（経済産業省）

本ハンドブックにおいて「リコール」とは、広義にとらえ消費生活用製品による事故の発生及び拡大可能性を最小限にするための事業者（製造事業者、輸入事業者、流通事業者、販売事業者）による対応をいいます。具体的には、

- ① 製造、流通及び販売の停止／流通及び販売段階からの回収
- ② 消費者に対するリスクについての適切な情報提供
- ③ 類似事故未然防止のために必要な使用上の注意等の情報提供を含む消費者への注意喚起
- ④ 消費者の保有する製品の交換、改修（点検、修理、部品の交換等）又は引取り

を実施することをいいます。

#### ■（消費生活用製品のリコール社告の記載項目及び作成方法（JIS S 0104）

リコールとは、次の事項を実施することをいう。

- ・類似事故未然防止のために必要な使用上の注意などの情報提供を含む消費者への注意喚起
- ・消費者の保有する製品の回収、交換、改修（点検・修理など）又は引取り
- ・流通及び販売段階からの回収

#### ■消費者製品リコールに関する供給者向けガイドライン ISO10393（2013年4月発行）

「リコール」は、実際に製品を回収するリコールに加えて、部品交換や修理、更に返金や消費者への告知などのその他の対応も含まれると定義。

### 3. 食品リコールの考え方

食品のリコールには、食品関連法令に基づくリコールと法令に基づかないリコール（事業者による自主リコール）がある。

#### （1）食品関連法令に基づくリコール （参考資料2）

食品の衛生、安全については食品衛生法が規定している。食品衛生法第54条には廃棄命令等の規定として、「厚生労働大臣又は都道府県知事は、営業者が第6条、第9条…に違反した場合においては、…その食品…を廃棄させ、又はその他…食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる」と定めている。

食品の表示に関しては主にJAS法、食品衛生法で規定しているが、表示違反において回収命令の規定はない。（JAS法は、違反表示について改善命令、指示などの行政処分等が実施できる。）

厚生労働省ホームページ「食品衛生法に違反する食品の回収情報」に輸入食品の回収事例が掲載されており、その数は、2012年5月から2013年8月まで25件である。

なお、食品表示法（平成25年6月成立・公布。2年以内に施行）においては、第6条第8項で、表示基準違反で生命又は身体に対する被害が発生するような危険がある場合は、消費者庁において回収その他必要な措置をとるべき命令、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部を停止すべき命令を発しうるものとしている。

なお、食品関連法令は、厚生労働省、農林水産省、消費者庁等に所管があり、法執行の主体としては地方自治体の保健所や農政局と多くの関係機関が存在する。

#### （2）食品関連法令に基づかないリコール

食品衛生法等関連法令に違反、若しくはそのおそれがある場合や、健康に悪影響を及ぼすおそれがある場合、さらには、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性の観点から、製造事業者等は自らの判断で、自主的に消費者からその食品等を回収したり、返金等をしたりが行われている。

農林水産消費安全技術センター（FAMIC）によると、平成24年度の食品自主回収件数は920件、その内訳は、「表示不適切」が過半数あるものの、「品質不良」や「異物混入」がそれぞれ1割弱あり、「規格基準不適合」も2割弱となっている。

都府県、市によっては、自治体による自主回収報告制度 （参考資料3） が条例で制定されており、自主リコールを行う事業者は、この制度に沿って必要な情報を自治体へ報告し、消費者に公開している。

## 4. 食品リコールの現状（実態）

### （1）食品の不具合や異常に関する情報収集の体制

食品リコールを実施する端緒となる不具合情報は、どのように入ってくるか、ヒアリング等により情報の流れを確認した。

事業者の場合、設置しているお客様窓口等に消費者から直接入ってくる場合や、消費者から申し出を受けた販売・流通事業者からの情報提供がある。

行政の場合、食品衛生法に基づき保健所の監視員が収去検査などを行い、違反を確認した場合、関係省庁へ通知される。また、農政局のJAS法に基づくモニタリング調査・分析によるものがある。

また、健康危害が発生した事例は、消費者本人もしくは医療機関から直接保健所へ入ってくる。

輸入品では、検疫所におけるモニタリング検査も実施している。

### （2）食品の自主リコールの判断基準の現状

食品の自主リコール実施を判断する要素としては、標準的な判断基準はなく、各々の要素について検討し、案件毎に判断されているのが現状である。

#### ① 健康危害の程度

- 1)不衛生等で食中毒等重篤な健康危害が発生するおそれのある食品は回収される。
- 2)アレルゲンの表示漏れは、アレルギー体質の消費者にとっては、重篤な健康危害があるため、迅速な情報周知と回収がされている。

#### ② 法令への抵触性

- 1)農薬の残留基準値、食品添加物の使用基準値を超えた場合、直ちに健康危害がなくとも法令違反であるため回収している。
- 2)誤って消費・賞味を本来の日付よりも長く記載してしまった場合や、期限を存在しない日付を記載してしまった場合は、製品そのものの安全性が確保されていても法令違反であるため回収している。

原材料／原産地の誤表記や原材料の重量割合による記載順序ミス等による回収もある。

- 3)異物混入が確認できたものは法令違反がない場合でも回収している。

#### ③ 発生件数、発生時の態様

同一ロット内での異常の申し出の数や発生率、発生しているロットの範囲の情報を基に判断している。また、不具合が顕著化した時期と消費・賞味期限との関係、保管倉庫や店頭での在庫量もリコール実施の判断に影響する。

#### ④ 社会的影響

上記の他に、コンプライアンスや企業のブランドイメージといった社会性も判断要素とするケースもある。

### (3) 食品リコールの周知方法と回収方法

食品リコールは、前述のとおり、食中毒等の重篤な健康危害が発生するものや、軽微な印刷ミスによるものまで幅広い理由で行われている。また、対応方法もさまざまで、返金、代替品提供などの対応が主になされている。

リコール実施主体である事業者が行う消費者への告知方法は、社告（新聞社告）、記者会見、自社ホームページ掲載、店頭でのPOP告知等がある。また、自治体による自主回収報告制度を利用し、自治体や厚生労働省のホームページ、消費者庁のリコール情報サイト等からも情報を周知させている。

食品衛生法の残留基準値以上の農薬が検出された食品の自主回収の事例では、社告、店頭告知や自社ホームページ等による情報周知を行ったものの、回収率にはバラツキがあり、健康被害がないものは回収率が低い。

消費者団体が食品の自主回収について、健康危害の有無、法令違反の有無の二つを軸に調べたところ、健康危害のないものでも回収されているものも多く含まれ、さらに健康被害も法令違反もない場合でも、事業者が回収をする事例もあった。

### (4) 食品リコールの終了・再発防止

#### ① 終了時期

食品リコールの終了時期は、一般的には消費・賞味期限を目安としているのが現状である。

自治体の自主回収報告制度の場合は、自治体によっては、自治体への終了報告の際、回収率や打ち切る理由など届け出を求めているところもある。

#### ② 再発防止に向けた取り組み

再発防止に向けた取り組みについては、行政（食品衛生法）による回収命令の場合は、命令後には、保健所による立ち入り検査が追加実施され、必要があれば改善命令が出される。

また、自治体の自主回収報告制度では、報告書に「再発防止のために講じた措置等」を記載することになっており、再発防止に重点を置いている。（必須記入項目としてない自治体もある）。

## 5. 消費者安全専門調査会における分析

食品リコールの現状調査内容を踏まえ、以下のとおり課題を整理した。

### (1) 食品リコールの特性

- ・健康危害を引き起こすおそれがあることから、その回収には迅速性と徹底性が要求される。
- ・食品は短期で消費されてしまうものが多いため、回収の周知から終了判断に要する時間はおおむね短い。
- ・健康危害の現れ方は、個人の体質や体調、感受性の違いにより、影響の程度が一定ではないことから、原因の特定が難しい。
- ・とりわけ、アレルギーの健康危害は、重篤であるのでアレルギー対応には万全の体制が必要である。
- ・製造段階だけでなく、流通、販売、家庭それぞれの段階での原因によるリコールが発生しうるため、個別判断・対応が多い。
- ・消費生活用製品のリコールとの共通性でいえば、消費者への情報周知が課題である。

### (2) 食品リコールの現状

- ・食品の不具合や異常に関する情報を一元的に管理している機関の存在は、確認できなかった。
- ・リコールには多大なコストもかかることから、小規模、零細事業者には負担が大きい。したがって自主リコールは、企業によって対応にバラツキが生じている恐れもある。
- ・また、自主リコールの場合は、事業者から相談を受けた行政の対応も統一的なものになっているか不明な点もある。
- ・食品の特性から、事故との因果関係の特定に時間を要したりするので、リコールの充実だけで、消費者を事故から十分に守ることは難しい。
- ・健康危害の原因を究明し、再発防止につなげるには、個別の事案の再発防止だけでなく、情報収集体制やリコール実施体制、H A C C P の仕組みの導入等が有効という指摘もあった。

なお、食品の安全を実現するためには、食品リコールだけに頼るのではなく、これらの製造事業者の生産時、出荷前の安全対策の他、流通・消費段階での安全対策と総合的に取り組むことが有効であると考えます。

## 6. おわりに

リコールの定義は、狭義には、消費者の手元にある製品での事故の発生を未然に防止するため、事業者等が無料で交換や修理・回収等をなすことであり、消費生活用製品、食品、市販医薬品、自動車、消費生活用製品以外の設備・施設・役務など全体を対象とするものである。

本調査会では、平成25年1月にとりまとめた「消費者事故未然防止のための製品リコール案件等の注意喚起徹底策」報告書において、「消費生活用製品」のリコール情報の発信、事故の未然防止の在り方等に力点をおいていたことから、食品分野についてもヒアリングを中心に調査を実施することとした。

その結果、食品は、比較的短期間（消費・賞味期限内）に消費されてしまうことや、個体差（体質や体調等）があるため事故との因果関係の特定に時間を要したりする等の特殊性を踏まえ、事故の拡大防止・未然防止を図るより効果的なリコールのあり方について、以下の検討が必要と考えられる。

- ・ 事故情報・不具合情報の一元的収集体制の整備。
- ・ 健康危害の度合いによるリコールの判断基準、実施方法、実施主体等の明確化と迅速性の確保。
- ・ 食品表示法に、安全性に重要な影響を及ぼす場合には回収命令の規定が入ったことを受け、施行令（政令）、府令、ガイドライン等における回収規定の整備の必要性。

なお、調査の過程において、食品は重大事故がいったん発生してしまうと、リコールだけでは、上記の食品の特殊性から、消費者を食品事故から十分に守ることが難しいことが考えられることから、再発防止も含めた「食の安全」という観点からの総合的な取り組みの強化が必要であるとの意見があった。

また、リコールへの自主的な取り組みのためのガイドラインや国内・国際規格の策定、法令運用の改善などのリコールの効果を上げる方法の検討、さらに、事業者、行政のそれぞれの責務を定めた包括的な法整備に係る課題についても、引き続き検討することを要望する。

以上